



児童扶養手当

定時支払予定日 12月10日(金)

※金融機関から引き出すまでに1〜2日要することもあります

問合せ こども家庭課

☎72・3128・各支所

健康・福祉

障害者控除対象者 認定書の交付

介護認定を受けている方で次に該当する方は、税申告の障害者控除対象となる場合があります。控除の申請には障害者控除対象者認定書の交付を受ける必要がありますので、該当すると思われる方は、事前にお問い合わせください。

① 65歳以上である方

② 要介護認定の有効期間が12月31日時点で継続している方

③ 控除を受ける世帯が課税世帯である方

④ 身体障害者手帳の交付を受けていない方

問合せ 高齢者支援課

☎72・6121

歳末たすけあい運動

地域住民、ボランティア、民生委員、児童委員などの協力のもと、

生活困窮者や常時介護が必要な方々を、みんなで支えあい安心して新年を迎えられるよう、福祉事業を展開する運動です。1戸当たりの募金額として300円を目安に取り組んでいます。今年も皆さんのご協力をお願いします。

問合せ 市共同募金委員会(市社会福祉協議会内)

☎72・8181

街頭献血

日時・場所 12月27日(月)9時〜17時 市役所/9時〜11時りんくろ/12時30分〜17時 イオンスーパーセンター石狩緑苑台店(緑苑台中央1)

問合せ 市献血推進協議会

☎72・3127



おむつ使用証明書 に代わる書類の交付

寝たきりの状態で、治療上おむつの使用が必要な方のおむつ代は、税申告の医療費控除の対象となります。そのためには医師が発行した「おむつ使用証明書」が必

要ですが、次のすべての要件に該当する方は市が発行する書類を代用できます。

① 介護保険法の要介護認定者

② おむつ代の税申告をするのが2年目以降の方

③ おむつを使用した当該年に作成された主治医意見書から、寝たきりの状態にあることおよび尿失禁の発生の可能性があることが確認できる方

問合せ 高齢者支援課

☎72・6121

AED救急法講習会

家庭・地域・レジャー先などでの思いがけない事故や病気から自分自身を守り、急病人やけが人を正しく救助して救急隊員などに引き渡すまでの応急の手当ができるよう、知識と技術を習得します。

対象 15歳以上の市民

日時 ① 12月9日(木)13時30分〜15時30分 ② 12月21日(火)13時〜17時

場所 ① 厚田保健センター

② 浜益支所

定員 各日10人(申込多数時抽選)

費用 無料

申込締切 ① 12月6日(月)

② 12月13日(月)

申込・問合せ ① 市社会福祉協

冬期間のごみの出し方



「ごみ保管庫」等は必ず自宅の敷地内に置いてください!

「ごみ保管庫」等は、道路敷地(主に歩道上)に設置していると、除排雪作業によって破損する恐れがあります。この場合、市は責任を負いかねますので、必ずご自宅の敷地内で道路から見えるところに置くよう、ご協力願います。また、玄関フードの中のごみは収集しませんので、ご注意ください。

ごみやごみ容器が飛ばない、荒らされないように!

風雪やカラスなどによりごみ袋の中身が散乱すると、周辺の方に迷惑が掛かりますので、容器の底には重しを入れ、容器本体とフタをひもで結ぶなどの対策をお願いします。

ごみ出し時間は守っていますか?

冬期間は、除排雪作業や道路状況により収集時間が前後する場合がありますが、地区ごとに決められた時間までに必ずごみを出しましょう。

問合せ ごみ対策課 ☎72-3126
✉gomi@city.ishikari.hokkaido.jp

ごみ減量のげん太くん⑫ 「小型電子・電気機器リサイクル」

これは小型電子・電気機器リサイクルといつて、金や銀、レアメタルを取り出すらしいよ

すべての電気製品が対象じゃないけど、この箱の30cm四方の口に入るものなら、無料で回収するんだって

わしのラジカセは入らん

仕方がない粗大ごみに申し込もう

ゲーム機は入るからさ、新しいのを買って!

クリスマスに

お買いちゃん

詳しくは「家庭ごみの出し方ガイド」や市HPをご覧ください。

企画・問合せ いしかり・ごみへらし隊事務局(ごみ対策課内) ☎72-3126

お買いちゃんラジカセが壊れたんだって? 壊れたらゲーム機も壊れちゃうよ

長い間使ったからなあ

げん太、これはどこに捨てるんだい?

① コミュニティセンターで

② 市役所にはいろいろのリサイクルの回収ボックスがあるんだよ

お、何やら箱が並んでる

回収ボックス

回収ボックス

回収ボックス



●福祉総務課 fsoumu@city.ishikari.hokkaido.jp

●国民健康保険課 kokuho@city.ishikari.hokkaido.jp

不眠、気持ちの落ち込み、ひどい物忘れ、アルコール依存、引きこもりなど、本人や家族の心の健康について精神科医師・保健師が応

心の健康相談(予約制)

☎ 72・8184

員児童委員連合協議会

☎ 72・3127 / 石狩市民生委

問合せ 福祉総務課

で、気軽に相談ください。

か、地域住民と関係行政機関を結ぶパイプ役として、地域福祉の向上に努めています。相談内容など、個人の秘密は厳守されますので、気軽に相談ください。

【民生委員・児童委員とは】
町内会・自治会より推薦され、石狩市民生委員推薦会・北海道社会福祉審議会を経て厚生労働大臣から委嘱される、地域住民を支援するボランティアです。委員は皆さんの身近なところで、住民の立場に立つて相談を受けるほか、地域住民と関係行政機関を結ぶパイプ役として、地域福祉の向上に努めています。相談内容など、個人の秘密は厳守されますので、気軽に相談ください。

【民生委員・児童委員とは】

任期満了に伴い、12月1日付けで改選されます(任期は3年間)。改選後の委員名簿は広報いしかり1月号に掲載予定。

市内の民生委員・児童委員

☎ 79・5050 ☎ 79・5011

②市社会福祉協議会浜益支所

☎ 78・2161

議会厚田支所 ☎ 78・2521

手続に必要なもの ①年金手帳 ②退職日を確認できる書類

種別	被保険者の対象
第1号被保険者	自営業者・学生・無職などの方と、その配偶者
第2号被保険者	会社員・公務員など
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者

20歳以上60歳未満の方は、会社を退職すると、第2号被保険者から第1号被保険者へ加入を切り替える手続きが必要です。また、扶養されていた配偶者(20歳以上60歳未満)の方も、第3号被保険者から第1号被保険者へ加入を切り替える手続きが必要です。

国民年金**保険・年金**

☎ 74・1142

石狩支所(花川北7・1)

場所・申込・問合せ 江別保健所

日時 12月14日(火)14時~16時

ください。

相談。前日15時までにお申し込み



☎ 74・7165

問合せ 石狩消防署予防課

○大きな傷や変形があるもの

○さびが目立つもの

○耐用年数が経過しているもの(ラベルに耐用年数の記載あり)

○耐用年数が経過しているもの

ターなどにご相談ください。

さびや腐食が原因で破裂事故が起きています。次のような消火器は使用せず、産業廃棄物業者、消防用設備取扱業者、消火器メーカーや消火器リサイクル推進センターなどにご相談ください。

消火器は大丈夫ですか?**防災**

金担当 ☎ 72・3122

問合せ 国民健康保険課国民年金担当

うにしましょう

届きますので、納め忘れのないよう

※国民年金への切り替え後、日本年金機構より保険料の納付書が

③印鑑

証明書、離職票、退職証明書など)

(社会保険(厚生年金)資格喪失

証明書を提出してください)

石狩市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の改正

【市の原案の概要】 倉庫業は取り扱う業種が複雑化し、業態が大きく変わっています。石狩湾新港地域の有効な土地利用を図るためにも、現在、条例で新港中央1丁目の一部と新港南2丁目の一部につき建築が制限されている「倉庫業倉庫」の規制を緩和しようとするものです。

【問合せ】 都市開発課 ☎72-3162
✉toshik@city.ishikari.hokkaido.jp



▲特別用途地区の建築制限に関する変更箇所図

石狩市障がい者福祉計画の策定

【市の原案の概要】 市では、平成17年度に「石狩市障がい者計画」を策定し、障がいを持つ方の地域生活を推進するため、福祉・保健・医療・教育・住宅・雇用・生活環境など、生活に関係するさまざまな施策に取り組んできました。また、平成18年度には「石狩市障がい福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスなどについて整備目標や利用見込みを設定してきました。このたび、昨今の障がい者をめぐる情勢やこれまでの2つの計画をもとに統合し、新たな「石狩市障がい者福祉計画」として策定することで、さらに総合的に障がい者施策を推進することとします。計画の期間は平成22年度から5年間です。

【問合せ】 障がい支援課 ☎72-3194
✉syougais@city.ishikari.hokkaido.jp

共通事項

詳しくは市HP、あい・ボード、市役所1階情報公開コーナー、各担当課、各支所地域振興課にある資料をご覧ください。

【意見の提出方法】 氏名・住所・連絡先を明記の上、文書持参・郵送・ファクス・Eメール・音声ファイル・録音テープのいずれかで提出。意見はどなたでも提出できます。

【提出期限】 12月28日(火)

【意見の検討結果】 平成23年1月中旬に公表予定

【意見の提出先】 〒061-3292 協働推進・市民の声を聴く課

☎72-3153 ☎72-3199 ✉kyoudou@city.ishikari.hokkaido.jp